

入札公告

条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 5 月 29 日

福島県会津若松建設事務所長 神田 隆雄

1 入札に付する事項

- (1) 工事番号 06-340-0115号
- (2) 工事名 交通安全施設等整備（補助）工事
- (3) 工事場所 会津若松市大戸町大字上三寄地内（国道118号）
- (4) 工事概要
自歩道工 L=874.0m, W=3.5m
- (5) 完成期限 平成19年 2月15日限り
- (6) 予定価格 44,415,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 契約条項を示す場所、入札説明書の閲覧場所及び問い合わせ先

会津若松市追手町7番5号
福島県会津若松建設事務所総務部総務グループ
電話 0242-29-5410

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 「福島県平成17・18年度工事等請負有資格業者名簿」の一般土木工事に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱」第13条の規定に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者でないこと。（工事請負資格の再認定を受けた者又はこれと同等の資格を有するものと知事が認定した者を除く。）
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係または人的関係がないこと。
- (6) 「福島県平成17・18年度工事等請負有資格業者名簿」の一般土木工事の格付け等級がS又はA又はB等級の者であること。
- (7) 会津若松建設事務所管内に主たる営業所（本店）又は支店・営業所を有すること。なお、本店とは、商法（明治32年法律48号）上の本店をいい、支店・営業所は、県内に主たる営業所を有する業者の支店・営業所であって「福島県平成17・18年度工事等請負有資格業者名簿」に記載された委任先をいう。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（福島県条件付き一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）様式第1号）及び3に掲げる資格を有することを証明する書類（3の（7）については実施要領様式第8号を、同（8）、（9）については様式第9号を使用すること。）に配置予定技術者に関する誓約書（様式は入札説明書による。）を添えて次のとおり提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

- (1) 申請期限 平成18年6月5日（月）午後5時
- (2) 申請場所 2に掲げる場所に同じ。
- (3) 提出部数 各2部

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札日時 平成 18 年 6 月 23 日 (金) 午後 1 時 30 分
- (2) 入札場所 会津若松市追手町 7 番 5 号
福島県会津若松合同庁舎大会議室

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、福島県財務規則 (昭和 39 年福島県規則第 17 号) 第 249 条に該当する場合には入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合においては、契約保証金の納付を免除する。

7 入札の無効

3 の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1.05 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 契約書作成の要否
要

(3) 入札参加者が 1 名以下の場合は指名競争入札に移行する。

(4) 契約の締結

契約は、福島県工事請負契約約款によるものとする。

(5) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

(6) その他

詳細は入札説明書による。